

議案第11号

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月27日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和48年佐倉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「者」を「もの」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条を次のように改める。

（使用料）

第8条 使用者は、別表第3に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第22条に規定する公民館事業以外の使用に係る使用者は、別表第4に定める使用料を納入しなければならない。

第11条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第10条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

利用面積 (平方メートル)	単位	使用料
50未満	1時間につき	100円
50以上100未満	1時間につき	210円

100以上200未満	1時間につき	400円
200以上300未満	1時間につき	690円
300以上	1時間につき	1,460円

備考

- 1 代表者が本市に在住し、かつ、本市に在住する者がおおむね半数以上で構成される団体又はこれに類すると教育委員会が認めるもの以外のものが使用する場合は、利用面積における使用料の10割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 2 使用時間に1時間未満の端数がある場合（備考3に掲げる場合を除く。）は、1時間とみなす。
- 3 使用時間に30分以下の端数がある場合は、当該時間について利用面積における使用料に2分の1を乗じた額を徴収する。この場合において、算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表に次の1表を加える。

別表第4（第8条関係）

利用面積 (平方メートル)	単位	使用料
50未満	1時間につき	200円
50以上100未満	1時間につき	420円
100以上200未満	1時間につき	800円
200以上300未満	1時間につき	1,380円
300以上	1時間につき	2,920円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数がある場合（備考2に掲げる場合を除く。）は、1時間とみなす。
- 2 使用時間に30分以下の端数がある場合は、当該時間について利用面積における使用料に2分の1を乗じた額を徴収する。この場合において、算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例第8条、第9条及び第10条並びに別表第3及び別表第4の規定は、平成30年7月1日（以下「適用日」という。）以後の佐倉市立公民館の使用に係る使用料について適用し、適用日前の佐倉市立公民館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。